



Title	先住民考古学の成立背景と課題：アメリカ合衆国における事例考察
Author(s)	加藤, 博文
Citation	アイヌ・先住民研究, 1, 121-143
Issue Date	2021-03-01
DOI	10.14943/97170
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/80891
Type	bulletin (article)
File Information	08_Historical Background.pdf



[Instructions for use](#)

先住民考古学の成立背景と課題 ——アメリカ合衆国における事例考察——

加藤博文*
(北海道大学)

要 旨

先住民考古学 “Indigenous archaeology” は、北米やオセアニア、北欧を中心に先住民と考古遺産をめぐる諸問題に注視し、多様な議論を展開させている。その課題は先住民の権利と深く関わることも指摘されているところである。本論では先住民考古学が考古学の一領域としてある程度定着しているアメリカ合衆国を事例として取上げ、先住民考古学の成立の歴史的過程と文化遺産をめぐる法制度の変遷との関係を考察した。またアメリカ合衆国における先住民考古学の整理基盤を確認することで、そこで提起される課題が、必ずしもアメリカ合衆国に固有のものではなく、日本を含む他の先住民を抱える諸国の考古学においても共有可能なものであることを指摘した。

キーワード：先住民考古学、アメリカ合衆国、歴史文化遺産、返還・再埋葬

はじめに

本論では、英語圏において “Indigenous archaeology” として知られる「先住民考古学」について、その成立において大きな影響を与えたアメリカ合衆国における歴史的背景を整理することから、現代考古学が直面する実践的課題を確認したい。

これまでも先住民考古学については、その概要の紹介を行ってきた（加藤2008、2009、2020）。北海道大学にアイヌ・先住民研究センターが設立されたのは2007年4月であるが、その設立当初よりセンター内にいくつかの先住民研究と関わるワーキンググループが組織され、アイヌ・先住民の歴史や文化を巡る論点整理も行われてきている（加藤・鈴木2012）。

筆者が最初に先住民考古学に言及したのは2008年であり（加藤2008）、その翌年の2009年には国際的な動向の紹介も行う機会を得た（加藤2009）。しかしながら、先住民考古学という取組みに対する評価と日本考古学での位置付けについては、好意的な評価よりも、むしろ否定的な見解が示されること

* E-mail address: h-kato@let.hokudai.ac.jp

が多かった（例えば大井2011、小野2014など）。果たして先住民考古学を日本において、あるいは北海道において実践することは難しいことなのであろうか。

否定的な見解の理由としては、(1)北海道において既に「伝統的なアイヌ社会」が失われている、(2)海外のように先住民族が当事者として直接、歴史の構築や歴史文化遺産の保全や活用に参画することは不可能である、という見方が示されている（大井2011）。またはアイヌ民族史がアイヌ民族のためだけの歴史として描かれるのであれば、それはアイヌ民族の現状に対する「同情」や「止むことのない差別への負い目」としての研究である、という見解も示されてきた（大井2011、小野2014）。

これまで我が国で取り込まれてきたアイヌ民族に関する研究の根底には、19世紀以来の「優勝劣敗」という社会進化論的な眼差しがあったことは周知の事実である（木名瀬1997、植木2008など）。またアイヌ民族は同化政策の中でその民族性を失い、文化伝統も消え去るものとみなされてきた。それゆえに過去のアイヌ研究の根底に消えゆく、または失われゆく文化を救い上げようとする「先住民文化遺産の救済」という思想があったことは事実である。

しかし、現在に至るまでアイヌ文化の伝統が消滅した訳ではないし、アイヌ民族が同化政策によって消えたわけでもない。先住民族の文化が同化政策の中で失われゆくものであると見なした思想は、我が国だけに限ったものではない。世界各地の先住民族に対して同様の眼差しが注がれ、先住民族の歴史文化は消えゆく存在として記録保存の対象とされてきた。そこには生きた文化遺産という視点は希薄であった。先住民族が自らの祖先の残した歴史文化遺産の保全や活用の計画立案に参画できるようになるまでには、権利回復も含め、平坦ではない長い道りを経ている。

本論では先住民考古学が早くから成立したアメリカ合衆国における歴史的背景を概観することから、我が国の、北海道における先住民考古学を実践する意味とその課題について考えてみたい。なお、本論においては、用語として引用文献や一次資料の著者が意図して用いている場合には「インディアン」¹または「アメリカ・インディアン」を使用する。一方で、政策や先住民全般について言及する際には、「アメリカ先住民」の表記を用いる。

1. 19世紀の北米マウンド・ビルダー論争が示すもの

アメリカ合衆国では「インディアン」の先住民としての位置づけが憲法において保証されており²、部族政府や一定の自治権を有する居留地を所有している（阿部2005、常本2014）。また先住民が自らの祖先の残した居留地内の歴史文化遺産の保全計画の策定や管理運営に直接関わる事例も増えてい

1 近年、学校教育やマスメディアなどでは「ネイティブ・アメリカン」という表記が一般的であるが、この呼称に対して意義を唱えるインディアンも多く、あえて「インディアン」という呼称を、歴史性を意識して使用する事例も多い（野中2019他を参照）。

2 アメリカ合衆国憲法第1章第2節第3項及び同条第8節第3項

る。現在、連邦政府が認定した「連邦認定部族 (Federally Recognized Tribes)」は574を数える³。学会においてもアメリカ考古学会 (SAA: Society of American Archaeology) には、アメリカ先住民と考古学者の間の課題解決や考古学と先住民コミュニティとの関係構築の促進に寄与する活動を行うための「アメリカ先住民関係委員会」や、祖先の遺体や宗教儀式に関する遺物の返還を支援するための「返還委員会」、また先住民族の人材育成を目的とした「先住民学生奨学金委員会」が設置されている⁴。

しかしながら、長い歴史を持ち先住民考古学がある程度の市民権を得ているようにも見えるアメリカ考古学会においても課題は残されている。現在、アメリカ考古学会会長を務め、自らもアメリカ先住民のチョクトー部族の血を引く先住民考古学者ジョー・ワトキンス (Joe Watkins) は、アメリカ考古学史における検討が未だ十分ではないと指摘する。すなわち、これまでの考古学者や人類学者によって記されてきたアメリカ人類学史においては、研究とアメリカインディアンとの関係に関する言及はあるが、その分析が十分ではなく、検証にも課題が残ると指摘する (Watkins 2000:5)。

それでは具体的にアメリカ合衆国における考古学とアメリカ先住民の間には、どのような課題が残されているのであろうか。また検討が十分ではないと先住民側から指摘される点にはどのようなものがあるのであろうか。本論では、アメリカ先住民側から指摘されてきた課題点と、その解決へむけた取り組みの中で成立してきた先住民考古学の関係性について、主にワトキンスによる『先住民考古学：アメリカインディアンの価値体系と科学的実践 (Indigenous archaeology: America Indian Values and Scientific Practice) (2000)』を基礎として理解を深めたい。

アメリカ考古学においてインディアンの学術的位置づけが大きく転換する契機となったのは、ゴードン・ウィリー (Gordon R. Willey 1913-2002) とジェレミー・サブロフ (Jeremy Sabloff 1944-) が「マウンド・ビルダー論争」と名付けた論争にあるとされる (ウィリー・サブロフ 1979)。

マウンド・ビルダー (Mound builders) とは、北アメリカにおいて紀元前3500年頃から16世紀頃までの約5,000年間にわたり大規模な塚 (mound) を造営した人々が残した考古学文化の総称である。当初、北アメリカに入植したヨーロッパ系の移住者たちは、東部地域の各地に残されていた巨大な塚についてアメリカ先住民の祖先が残したものではないと考えていた。1897年に発行されたニューヨークタイムズには、ウィスコンシン州の塚から2mを超える巨人の骨格が見つかったという記事が掲載されている⁵。当時の時代的な背景を考慮すれば、ジャーナリストの持つ情報も科学的な根拠を持ったものではなかったし、このような報道に接した当時の市民の理解が科学的な基礎を持たなかったとしても致し方ないかもしれない。また同様の事例は、この時代性を考慮すればアメリカ合衆国

3 内務省インディアン局のデータ <https://www.bia.gov/bia> (2020年12月5日閲覧)。

4 返還委員会 (committee on Repatriation) などはSAAのウェブサイトを参照のこと。
<https://www.saa.org/government-affairs/repatriation>

5 New York Times December 20, 1897 page 1

に限ったものとも言える。

しかしながら敢えてここで確認しておきたい点は、地形を大きく改変して構築される巨大な塚の構築や古代文明の存在を想起させる規模の人工物をアメリカ先住民が造ることはできない、あるいは造れる訳がない、と一方的に解釈する見方が疑念もなく新聞に報道されたこと、さらにその記事を多くの人々が疑念を抱くこともなく受け入れた点にある。当時は、先住民がそのような大規模な土木工事を行う技術を持つはずがないと断定してしまう思想や、先住民を未開な集団と決めつける差別的な思想が社会的に広く流布していた。後に触れるように、このような報道や解釈は同時代の政府の先住民政策にも軽視できない影響を与えることになった。

アメリカ先住民の文化を野蛮視し、否定する見解は当時の市民やジャーナリストに限ったものではなかった。同時代の研究者の理解も一般市民と大きく異なるものではなかった。研究者の間でもマウンド・ビルダーは現在のアメリカ先住民と系統関係を持っておらず、マウンド（巨大な塚）を残した人々はメキシコ先史時代人と関係する集団であり、彼らは何かの理由で当初生活していた土地を離れて南へ移動したという見解が広く受け入れられていたのである。一部にはサミュエル・ハーヴェン (Samuel F. Haven 1806-1881) とヘンリー・スクールクラフト (Henry R. Schoolcraft 1793-1864) のように、マウンド・ビルダーとアメリカ先住民との関係性を否定する見方に対して反論を唱える者もいたが (Haven 1856, Schoolcraft 1854)、彼らの見解を支持する者はほぼいなかった。

19世紀後半にも再びマウンド・ビルダーが北米先住民の祖先ではないかという主張が提起される。1894年にスミソニアン研究機構民族学局のサイラス・トーマス (Cyrus Thomas 1825-1910) とピーボディ博物館のフレデリック・パットナム (Fredrick W. Putnam 1839-1915) は、合衆国東部に位置する先史時代の塚がアメリカ先住民の祖先によって造営されたという報告を行った (Willey and Sabloff 1980:43)。しかし相変わらず研究者の大半は「失われたマウンド・ビルダー」という仮説を捨て切ることはなかった。アメリカ先住民は、引き続き「アメリカ史」研究の外に置かれたままであった。

ワトキンスは、このような19世紀を通しての「文明を残したマウンド・ビルダー」と、その「文明を追いやった未開で野蛮なアメリカ・インディアン」という構図がインディアン排斥運動へ与えた影響を指摘している (Watkins 2000:5)。同様の指摘は非先住民の考古学者にも複数見られる。アメリカ南西部の考古学を専門とするドナルド・フォーラー (Donald Fowler Jr.) は、「北米唯一の〈文明化された〉文化を破壊したインディアン集団」という「マウンド・ビルダー神話」が「暴力的で未開なアメリカ・インディアン」という負のイメージを創出し、アメリカ・インディアンから土地を収奪し、西部へと追いやることを正当化する理由として繰り返し利用されたと述べている (Fowler 1987:230)。

また狩猟採集民考古学の学史的検討においても同様の指摘がなされている。ロバート・ベッティンガー (Robert Bettinger) は、当時の状況について「より単純化すると、インディアンが野蛮であり・

中略・アメリカ人は文明化されており、社会進化という哲学（考え方）において新世界を文明化し、野蛮人を文明人に置き換えることが、アメリカ人の使命であると信じられていた」と説明している（Bettinger 1991: 32-33）。

歴史的な文化遺産から意図的にアメリカ先住民を切り離すことは、先住民の歴史の抹殺であるという評価もなされている。『マルキスト考古学（A Marxist Archaeology）』の著者として知られる理論考古学者ランデル・マッガイヤー（Randall H. McGuire）は、マウンド・ビルダー神話が担った役割は、合衆国史からのインディアンの祖先の排除であったとことを看破している（McGuire 1992a: 820）。事実、このような当時のアメリカ先住民に対する社会的評価は、インディアン政策に大きな影響を及ぼした。1830年に第7代合衆国大統領アンドリュー・ジャクソン（Andrew Jackson 1767-1845）の下で定められた「インディアン移住法（Indian Removal Act）」は、19世紀半のマウンド・ビルダー論争と同時代に進められたインディアン政策である。周知のようにこの法の下で、1830年代から1890年まで続くアメリカ・インディアンの強制移住⁶と隔離政策が進められた。

1880年代からは、合衆国政府のアメリカ先住民に対する政策は「ドーズ法：一般土地割当法（General Allotment Act）に代表される強制同化政策に転じる。これらの政策の背景に上述したような当時の研究により付与された不当なアメリカ先住民とその文化に対する評価があったことは否めない。

さらにインディアン政策への研究者の直接関与や政策担当者としての人材育成についても確認しておく必要がある。19世紀後半のアメリカ合衆国の民族学研究がアメリカ先住民に対する差別的な政策、同化政策に加担したことは周知の事実である。1877年に『古代社会』を出版したルイス・モーガン（Lewis Morgan 1818-1881）の人種論的主張は、同化政策を後押しする役割を演じた。さらにモーガンの教え子であるジョン・パウエル（John Powell 1881-1894）は、1879年に設立されたスミスニアン機構アメリカ民族学局長となり同化政策を推進している。この点において、フェミニスト考古学者であるアリス・キホー（Alice Beck Kehoe）による「科学者は、彼らが唯一アメリカインディアンの文化と歴史を発展に導くプロセスを理解する能力を有しているにも関わらず、アメリカインディアンを科学の外に置き続けた」という厳しい批判は正鵠を得ている（Kehoe 1998）。

一連の19世紀のマウンド・ビルダー論争から学ぶべき点は、繰り返しを承知の上で指摘するならば、研究者やジャーナリズムによって創り出され流布された思い込みに基づく不正確な評価が、アメリカ先住民に対する不当な評価や負のイメージを形成し、同化政策の策定に大きな影響を与えたという歴史的事実である。また研究者の差別的視点に対する無自覚さであったと言える。ワトキンスが指摘する過去の研究に対する学史的不十分さとは、正にこの点に尽きると言える（Watkins 2000:5）。

6 このインディアン移住法により本来の故地から居留地へと強制的に移住させられたアメリカ先住民の移動ルートは、「我々は泣いた道：Trail of Tears」として知られている。

2. 20世紀初頭の先住民文化遺産の保護

20世紀に入ると合衆国では、一連の文化遺産保護に関する法令が制定され、文化遺産の保護に向けた制度整備が進められる。この歴史的経緯については、それぞれの文化遺産と関連する法制度について課題を詳述した論考も示されている (King 1998、2000)。以下では考古学に関わる歴史文化財の法制度の歴史の変遷を辿ることで、アメリカ先住民の文化遺産への理解の変化を確認したい。

合衆国における歴史文化財の保護制度は、1906年に制定された古物法 (the Antiquity Act of 1906: public Law 59-209) に始まるとされる⁷。この連邦法は、第26代合衆国大統領であるセオドア・ルーズベルト (Theodore Roosevelt 1858-1919) によって制定され、連邦政府の管理下にある土地での盗掘、窃盗、破壊を禁じたものである。また連邦政府の管理下にある史跡、歴史的建造物を国家的記念物に指定する権限を大統領に与えた。

この法の制定によって、連邦政府の管理下にある土地の歴史的・先史的遺物が保護されることとなり、学術的な調査も可能となった。ワトキンスはアメリカ先住民との関係から見たこの法の意義については、「考古学者が出土資料を含む物質文化をアメリカ先住民の文字で描かれない歴史資料として意識するようになった点にある」と部分的に評価する (Watkins 2000: 38)。しかし一方で、この時点での史跡や遺跡、出土資料の保存をめぐる議論は学会内部に限定されたものであり、相変わらずアメリカ先住民の部族は議論のステークホルダーとして位置づけられなかったとも指摘している (Watkins 2000)。

1935年には対象を歴史的財産や建造物の保護を目的とした史跡法 (the Historic Sites Act of 1935: Public Law 74-292) が制定される。しかしこの法令においても先住民文化遺産への言及はなされていない。1960年に制定された貯水池救援法 (the Reservoir Salvage Act of 1960: Public Law 86-523) は、連邦政府の財源によるダム建設、また連邦政府が認可したダム建設、貯水池また関連施設の建設行為によって破壊の危機に瀕する史跡や考古資料の保護が定められたが、やはりアメリカ先住民の歴史文化遺産の保護や管理に関する権利への言及はない。ちなみにこの貯水池救援法は1974年に考古・歴史保存法 (the Archaeological and Historic Preservation Act of 1974: Public Law 93-291) へと改正されている。

歴史文化遺産へのアメリカ先住民の関与がようやく法制度の中で位置付けられるようになるのは、20世紀後半の1980年以降のことである。1980年に1969年に制定された国家歴史保全法 (the National Historic Preservation Act of 1969: Public Law 89-93-291) が改正される (Public Law 96-515)。1969年に制定された国家歴史保全法は、歴史保全の包括的な手続きのために台帳への遺産の登録 (National Register) や各州に歴史保全官 (State Historic Preservation Officer) の配置を定めた

7 SAA website: <https://www.saa.org/about-archaeology/archaeology-law-ethics>, 2020年7月28日参照

ものであったが、制定当時にはアメリカ先住民に関する特別の言及はなされていなかった。しかし、1980年の法改正においては大きくその位置づけが変化した。アメリカ先住民の部族政府が文化遺産の保存に際して補助金を受給することが可能となった。更に重要な改正点は、この法の下で独立した連邦機関として歴史保全委員会（Advisory Council on Historical Preservation）が設置されたことである。この委員会の構成については、同法の第201条以降に言及されているが、委員会構成員に国務長官や大統領に指名された専門家に加えて、アメリカ先住民とハワイ先住民の代表が利益代表者として参加することが定められている。委員会を構成する委員は以下の通りとなる：

- ① 大統領が一般市民から任命した委員長
- ② 内務長官
- ③ 議事堂建設監
- ④ 農務大臣及び大統領が指定した歴史保全活動に関係する他の4名の長官
- ⑤ 大統領が任命した知事1名
- ⑥ 大統領が指名した市長1名
- ⑦ 州歴史保全官全国会議の代表
- ⑧ 歴史保全ナショナルトラストの委員長
- ⑨ 大統領より指名された建築、歴史、考古学の素養を持つ専門家4名
- ⑩ 大統領に指名された4名以内の一般市民
- ⑪ 大統領より指名されたインディアン、ハワイ先住民の歴史保全に関する利益代表者

また1979年には古物法（1909年）が改正され、考古資源保存法（the Archaeological Resource Preservation Act：通称ARPA）が制定された。ARPAは古物法の弱点であった未許可の発掘、撤去、損壊、破壊行為から文化資源を保護することを目的に改正された法制度である。この法改正では、連邦政府の管理下にある公共の土地及び部族の管理地での考古学調査を実施する際の許認可手続きについても定められた。アメリカ先住民と歴史文化遺産との関係でとりわけ重要な変更点は、この法律によって部族の管理地において先住民に自らの文化資源を保護する権利が認められたこと、部族の管理地での調査について部族が許認可権を有することが法律に明記されたことにある。

この法改正によって部族の管理地では、何人も事前に部族から許可を得ずには調査ができなくなった。この法の施行によってアメリカ先住民は自らの管理地における考古遺跡の発掘や現状変更に関する保護管理権を獲得したことになる。

3. 先住民の歴史文化遺産の保全と管理への参画

19世紀後半の合衆国における歴史遺産保護の取り組みは、植民者社会を構成する上流階級の価値観に基づいたもので、アメリカ先住民を排除したトップダウンの手法によって進められていた。このような歴史的遺産の保存に関する基本的な考え方は、何より人間社会が単純な社会が段階的に次第に複雑化した社会へと「進化」し、やがて文明が形成されるという発展史観に基づいた「物語」（モルガン 1958）の上に構築されたものであった。従って19世紀を通じてのアメリカ合衆国の先住民政策における歴史保存という言葉には、「失われゆく過去を保存する」という植民地主義的思想が内在していた。この文脈において「過去」とは、発展していく社会の中でやがては破壊され、消滅する運命にあることが必然な運命にあるとして理解されていた。

しかし、アメリカ先住民と考古学の関係は、20世紀後半に大きく変化する。1960年代後半に入ると、それまで抑圧されてきたアメリカ先住民コミュニティの中に権利回復運動の動きが活発化する。この権利回復運動の中で自らの歴史文化遺産を自ら管理するという動きが生じることとなる。

1971年にミネソタ州ウェルチで実施されていたアメリカ先住民の集落跡の考古学発掘調査をアメリカインディアン運動（American Indian Movement：AIM）のメンバーが中止に追い込む事件が起こる（Zimmerman 2004:532）。さらにコロラド州立大学の人類学研究室が占拠される事件も起こり、歴史文化遺産をめぐるアメリカ先住民と研究者との衝突が顕在化する。このようなアメリカ先住民による権利回復を求める動きは、連邦政府の文化保護政策にも大きな影響を及ぼすことになった。

先に見たように、1970年代には古物法が考古資源保存法（ARPA）に改正されているが、アメリカ先住民の部族政府においても独自に文化遺産を保全する取組みも始められた。ナバホ部族議会は1972年に「ナバホ居留地古物保存法（an Antiquities Reservation Act for the Navajo Reservation）」の採択決議を行っている。この部族政府が定めた法は、居留地内に所在する遺跡の保全と管理をナバホ部族が主体的に行うという意思表示として重要である。ワトキンスは、このナバホ部族の取組をアメリカ先住民による文化遺産保護制度の最も初期の取組みの一つに位置づけている（Watkins 2000:7）。

1978年には、ニューメキシコ州のズニ部族がズニ考古学プログラムを正式に設立する（Anyon and Ferguson 1995）。このプログラムでは、部族政府は外部者に対して自らの規範と必要な手順を明示し、部族外部の研究者や組織に依存することなく自らの基準に基づき文化資源を保全管理する取組みの実践を目指した（Mills and Ferguson 1998）。資源管理に関するズニ部族の方針は、七つの部族議会在が定めた文化資源管理の必要性和利点を確認するもので、連邦政府の文化的資源管理のコンプライアンスに基づきつつも、ズニ部族政府独自の手続きを定めている（Mills and Ferguson 1998:32）。加えてズニ部族政府内部に、1991年に文化資源諮問チームを設立し、ズニ自身による文化資源の保存管理プロセスが追加された（Mills and Ferguson 1998）。このようなズニ部族の文化遺

産への取組をバーバラJ.ミルズ (Barbara Mills) とT.J. ファーガソン (T.J. Ferguson) は、ズニ部族が独自の継続的な考古学プログラムを持つことによって、部族が自らの歴史文化遺産を効果的に保存管理し、部族と外部の利益の対立を緩和することが可能となった点が重要であると評価している (Mills and Ferguson 1998:40)。

1992年に国家歴史保全法が改正されると、他のアメリカ先住民部族においても自ら居留地内の歴史文化遺産の保護への取組みが開始される。1996年には12のアメリカ先住民部族が州の歴史保全担当官から歴史的保存義務の一部を引継いでおり、1999年には独自の歴史的保存プログラムを保有するアメリカ先住民部族は17となっている (Watkins 2000)。しかしながら、アメリカ合衆国内を調査フィールドとする非先住民の考古学者の中には、アメリカ先住民との間に遺産に対する認識の違いや、自らと過去との関係性の捉え方の違いをしばしば感じざるをえないという指摘もなされており、新たな課題となっている (Watkins 2000: 102)。

先住民と非先住民の考古学者の間の遺跡や出土遺物に対する認識の差が大きく異なる背景には、「遺跡」という空間の時間性の認識の違いがある。考古学者にとって遺跡から出土する考古資料は過去を知るための情報源としての考古情報であり、遺跡はそのような歴史情報を内部に包含する人工物と堆積物で構成される歴史的な活動痕跡としての「場」である。しかしながら、アメリカ先住民の多くにとっては考古学者が遺跡と名付ける「場」は単なる「場」ではない。全く別の機能を持った「空間」である。アメリカ先住民にとって考古学者が「遺跡」と呼ぶ「場」は、祖先と精霊が未だに生きづける「場」であり、「過去の記憶を内包した場」に留まらない現在の生活にも強い影響を与え続ける「生きた空間」でもある。このようなアメリカ先住民の持つ遺跡という「空間」に対して抱く意識は、他の多くの先住民の文化においても共通して見られる。そこでは科学的世界にあるような過去と現在との間の明確な時間的な境界は存在しない (Nicholas and Andrews 1997、Lippert 1987)。

考古学者とアメリカ先住民との間に生じる認識の違いは遺跡にとどまらない。遺跡調査で得られる考古情報の持つ意味や位置づけについても異なる評価が示されることがしばしばある。考古学調査は、発掘調査に際して物理的な破壊行為を伴う。発掘調査によって、それまで大地の下に堆積物とともに包蔵されていた貴重な歴史情報が明らかになる。アメリカ先住民にとって発掘調査によってもたらされる情報は、時に祖先を知る上で貴重な情報として感謝される場合もあるが、調査を通じて得られる過去に関する科学的データの重要性を超越する別の重要な意味を持っている。つまり、遺跡の発掘が遺跡の持つ情報を開発による破壊から救済するためであっても、貴重な祖先との繋がりが永遠に失われると理解される。そこでは考古学者の記録保存という視点は、アメリカ先住民の価値観とは相容れない。アメリカ先住民にとっては、考古学的な発掘調査によってもたらされる情報よりも、例え考古学者が求める過去に関する情報が得られなくても、祖先との繋がりを象徴する空間は、そのまま手付かずの状態と保存されることがより重要とされる。

遺跡や出土資料、さらに出土遺体の科学的価値を主張する考古学者と固有の価値観を主張する先住民の主張との間でバランスをとり、保全や保存に取り組むことは容易ではない。しかし、近年の合衆国では考古学者とアメリカ先住民との間の協議が成功した実践例もいくつか知られている (Domgoske et al. 2000、Nicholas and Andrews 1997、Swidler et al. 1997)。ワトキンスは、このような成功事例の背景には、研究者と先住民コミュニティとの信頼関係の構築があったことを指摘する。考古学者が先住民社会からの信頼を得るためには科学者としての真摯な態度と責任に加えて、先住民に対する倫理的責任を負う姿勢を明確に示すことが必要であると指摘する (Watkins 2000)。

4. 埋葬地の保全と祖先の遺体返還へ向けた取組み

1960年に制定された貯水池救援法は1974年に考古・歴史保存法へと改正された。この背景には、第二次世界大戦後の1950年代以降に急速に進められたアメリカ国内の開発行為がある。法改正に伴い先住民の居留地やその近辺も含めて開発に伴う文化資源管理制度 (Cultural Resource Management: CRM) の創設と整備が同時に進められた。アメリカ先住民と考古学との関係では、1950年代後半から1960年代にかけて起きた先住民の権利回復運動の隆盛との関係も指摘されている (Merriman 2004)。

1950年代に北欧で始まったサーミ民族の権利回復運動は大きな政治的な力を持つようになり、その影響は1960年代にアメリカ・インディアン運動にも波及した。カナダ先住民のリーダーであったジョージ・マニユエル (George Manuel 1921-1989)⁸は、1970年代後半の先住民運動の国際的な組織化に力を注いだ指導者の一人である。マニユエルが1974年に組織した「先住民世界会議」(World Council Indigenous Peoples: WCIP) の設立が大きな転機となり、世界各地の先住民が共通に直面する課題と回復すべき権利が確認され、「文化的アイデンティティの保持」と共に「土地と天然資源の保持」が運動の中心に位置付けられた。この流れを受けてアメリカ合衆国における先住民運動においては、権利回復の活動の一環として博物館が保有する先住民の遺体の不当な取り扱いに対する批判の聲が挙げられることになる。

アメリカ先住民と文化遺産の間の諸問題に長年関心を寄せてきたトーマス・F・キング (Thomas F. King) は、考古学における法とアメリカ先住民の関係性について概説した論考を発表している (King 1972)。その中でキングは部族にとっての文化資源の保護のためのモデルとなる政策についても提案している。キングは開発行為の中でアメリカ先住民の埋葬地が破壊され喪失する状況を深く危惧する。キングは「保管庫という安全な場所にたどり着いたすべての骨格の尊厳について言及しないとしても、いとも簡単に1万体の遺体がブルドーザーで削られ、貯水池の下流へ流されたり、頭蓋骨が

8 George Manuel (1921-1989) は、カナダ北西海岸のファースト・ネーションであるShuswap族に生まれた先住民運動のリーダーである。

燭台やブックエンドとして暖炉の上の飾り棚の上に放置されている」と述べ、その状況の放置と法的保護の欠如を深刻な課題として指摘した (King 1972:31)。

当然のことながら、アメリカ先住民の部族の多くは、祖先の墓の発掘を望んではいない。発掘された遺体についても部族への返還が求められてきた。しかし状況は改善されず、むしろ研究者側のこの問題への対応は、アメリカ先住民の感情を逆撫でする状況が継続された。このような中で研究者や博物館側の問題解決へ向けた取り組みへの批判的行動として、1971年にアメリカ先住民側によってロサンジェルスサウスウェスト博物館が占拠される事件が起きる。

博物館で展示されている祖先の遺体の人間としての尊厳の回復と、祖先の遺体の部族への返還と再埋葬を求めたアメリカ先住民の行動は、アメリカ先住民が直面する問題についてアメリカ国民の中に問題への関心を喚起することを目的に起こされたものであった⁹。このような一連のアメリカ先住民による権利回復を求める運動を受けて連邦政府も改善へ向けて動き出す。

1974年に国立公園局は、アメリカ考古学会 (SAA) が主催する「考古学の将来の方向性」を議論するセミナー開催の研究助成を行ったが、6つのテーマのうちの一つは、「考古学とアメリカ先住民」とされた (McGimsey and Davis 1977)。このセミナーでは、以下の5つの論点がテーマとして取上げられた (McGimsey and Davis 1977:90) :

- (1) 考古学者とアメリカ先住民との間の関係改善、
- (2) 誤解の緩和、
- (3) コミュニケーションの促進、
- (4) アメリカ先住民が抱く懸念への考古学者の理解、
- (5) アメリカ先住民文化遺産の理解に対する考古学の貢献の可能性、

この取り組みは、これまで考古学者とアメリカ先住民との間に生じてきた対立を解消することを目指した考古学者側からの最初の組織的アプローチとして位置づけることができる。とりわけ当時社会的問題となっていたアメリカ先住民と考古学者との間の関係回復をアメリカ考古学会が自らの直面する解決すべき課題として意識していたことが重要である。

1978年に連邦議会においてアメリカインディアン宗教自由法 (the America Indian Religious Freedom Act : Public Law 78-95-341) が採択される。この法令は、「合衆国が、無制限に神聖な遺跡へアクセスし、神聖な祭祀具を使用および所持し、儀式や伝統的な儀式を通して儀礼を行うことを含む、アメリカ先住民の伝統的な宗教を信じ、表現し、行使する固有の自由の権利を保護し、保全すること」を定めた。また同法第2条では、「さまざまな連邦省庁には……アメリカ先住民の宗教的文化的権利と慣行を保護および維持するために必要な適切な変更を決定するために、先住民の伝統的な宗教指導者と協議して方策と手順を評価する関連法を管理する責任がある」と明記された。

9 <https://www.lataco.com/indigenous-human-remains-southwest-museum/> 2020年9月30日閲覧

アメリカインディアン宗教自由法にこれらの条文が含まれた背景には、当時のアメリカ先住民側から求められていた考古学調査の対象となる墓地や埋葬地の保護と、博物館などに保管されている神聖な祭儀具の保管に対する抗議があったことは明らかである。1970年代後半には、連邦政府内部においても人の遺体の取り扱いに関する議論が行われており、組織内部で方針の検討が行われていた。例えば内務省内では、1978年に遺産保存資源サービス（HCRS: the Heritage Conservation and Resource Services）において「人の遺体の措置に関する方針（Policy on Disposition of Human Remains）」（1978）が定められ、考古学調査研究における人骨資料に関わる指針として他の連邦政府機関のモデルとされていた。この指針では、以下の4つの事例に当てはまる場合には、人骨の再埋葬を求めている。すなわち：

- (1) 遺体個人との直接の親族関係が記録されている場合、
- (2) または示される可能性のある場合、
- (3) さらに故意に埋葬地から収集された場合、
- (4) そしてアメリカ先住民やその他の特定の集団に対する明白な「民族的親和性」が確認された場合、

しかし、再埋葬のタイミングについては、出土遺体についての「適切な文書化と研究が完了」した後とされていた。また特定の集団を遺体の帰属を特定することができなかった場合には、コレクション内に残されることになっていた。

当時の内務省の次官補であったフォレスト・ギラード（Forest Gerard）は、この指針が人の遺体の科学的研究を認める一方で、子孫社会や遺体の血縁を示す個人の再埋葬の希望を同時に認めている点において研究者とアメリカ先住民の双方に対して平等に対応していると評価している。一方でズニ考古学プログラムを担当する考古学者であるファーガソンはこの政策の軽視できない欠点として、「支配者であるユーロアメリカ文化の信仰体系に基づいた政策バイアス」を指摘し、「インディアンの価値と信仰に沿って再構築される」べきであると批判コメントを表明しているという¹⁰（Watkins 2000: 13）。

この指針は1980年に改正されたが、改正された項目に人の遺体に影響を与える可能性のある調査について、調査の開始以前に「地理的かつ歴史的、人類学や考古学的資料から最も関係性を有すると推定される部族への照会」を求める条項は含まれていない。また自然作用や開発に起因して偶然発見された人の遺体の取扱についての一連の手順が提示されたが、直接の祖先を特定できない資料の分析には1年の制限時間を設けており、さらに遺体の埋葬前の管理期間を10年までとしている。

アメリカ先住民側からの調査研究に対する批判と現行制度の項目の是正を求める動きは、やがて1990年のアメリカインディアン墓地保存・返還法（Native American Grave Protection and

10 Watkins J.への1979年7月19日付けの私信として引用されている（Watkins 2000）

Repatriation Act of 1990: Public Law 101-601: 通称NAGPRA) の制定へと繋がっていった (Watkins 2000: 13)。

5. NAGPRA制定へ向けた取組み

1985年にシカゴのニューバリー図書館においてアメリカ・インディアン史に関する会議が開催された。会議の一環として博物館などの研究機関に展示保管されているアメリカ先住民の祖先の遺体の再埋葬問題を検討する討論が企画された。討論には、再埋葬問題に関心を持つ研究者、行政組織に所属する考古学者、アメリカインディアンのリーダー、形質人類学者、文化人類学者、法律家、博物館管理者、歴史家ら23名が参加している。この会議では次の5つの議題が議論された (Discauze 1985:1) :

- (1) 再埋葬を主張する理由
- (2) 再埋葬を目的とする理由
- (3) 人の遺体の科学的研究の必要性
- (4) 可能な解決策の検討
- (5) 次の段階への議論

後にアメリカ考古学会において公開されたこの会議の議事録によれば、別途再埋葬に関する会議を開催することが会議の合意事項として示されている。また今後求められる事項として、以下の7つのが指摘された (Dincauze 1985: 175) :

- (1) 遺体の再調査の必要性、
- (2) 公教育の必要性、
- (3) 破壊・盗掘・冒涇からの資料の保存の必要性、
- (4) 発掘と埋葬に関する倫理、
- (5) 考古・資源保護法 (ARPA) と国家歴史保全法 (NHPA) の改正の必要性、
- (6) 連邦法による規制、
- (7) 州レベルでの法制度の整備、

この会議での議論を受けて、翌年の1986年4月24日に開催された第51回アメリカ考古学会の年次総会では「人の遺体の取り扱いに関する」全体会が開催されている。会の目的は、「発掘、分析の管理、および考古学者による人の遺体の正当な措置を含む倫理的および社会的に責任ある行動のための諸原則」を整備することにあつた (Watkins 1986: 1)。最終的にアメリカ考古学会は「人の遺体の扱いに関する声明」を採択している (SAA 1986)。

同じく1986年にはアメリカ・インディアン全国大会においても、考古学者によって発掘される人の遺体の取扱いについて2つの決議を採択された。一つ目の決議は、人の遺体の取扱いに関する現行

のアメリカ内務省方針に対する批判であり、二つ目は、アメリカ先住民の遺産と文化的継承物の返還を求めるインディアン先住民政府及び組織の取組みへの支持表明であった（SOPA 1986：3）。

これら一連の動きを受けて、1987年に職業考古学者協会（Society of Professional Archaeologists：SOPA）は人の遺体の取扱いにおける倫理的・法的検討を目的とした再埋葬に関する指針を提示した。その中では再埋葬指針が設定された後に少なくとも50年間にわたり出土遺体問題に影響を与えることが指摘されている。また、発掘行為に伴う人の遺体の取扱いについて次の6つの指針を示した：

- (1) 移転や保護が不可能な場合についてのみ発掘すべきであること、
- (2) 破壊の危険にさらされていない限り、研究または実習目的での人の遺体の発掘を行わないこと、
- (3) 文化的・宗教的重要性と、現代的で予測可能な将来の研究にとって重要性の間のバランスをとること、
- (4) 被葬者が位置する土地に現在または以前に占有していた部族を含む、被葬者の生物学的・文化的に関係する集団との協議を行うこと、
- (5) 研究の重要性が失われるまで人の遺体および関係する出土品を再埋葬しないこと（これには完全および部分的な破壊、または現状の変更を必要とする分析を含む）、
- (6) 地元の法令や、または生物学的・文化的子孫（または被葬者が位置する土地に居住またはかつて占有していた部族）の希望に従って遺体の収容を行うこと、

またこの指針の最後に、人の遺体と墓と関係する出土品の再埋葬は、「(研究による) 分析が子孫による自由な宗教行使が不可能になるほどの負担を課す規模の文化的・宗教的重要事項である」という認識を示している（Niquette 1987: 2）。しかし、SOPAの中にはこの時点でも再埋葬に対する批判的な見解は根強く残っていた。実際にこの決議を報告したSOPAのニュースレターの編集者は、これらの決議について「何千年も前の遺骨との精神的親和性を（先住民が）主張することは意味を持たず、反知的な策略にすぎない」というコメントを記している（Gummerman 1987:1）。アメリカ考古学会の再埋葬委員会の代表であるリン・ゴールドSTEIN（Lynne Goldsein）とケイス・キンタイ（Keith Kintigh）は再埋葬の問題について、「物理的な問題として厳密に解決することはできない」と述べている。さらに考古学者が考古記録や研究対象の人々の子孫社会に責任を放棄することなく、研究方法を変える必要があるという見解も表明している（Goldstein and Kintigh 1990: 587）。

学会やアメリカ先住民組織内部に多くの議論を招きつつも最終的にアメリカインディアン墓地保存・返還法（Native American Grave Protection and Repatriation Act of 1990：Public Law 101-601：通称NAGPRA）が1990年に施行される。この連邦法は連邦政府の公的資金を受ける大学・博物館等研究機関の保有するアメリカ先住民、アラスカ先住民そしてハワイ先住民の祖先の遺骨、副葬品、宗教儀式に関連する遺物の返還の権利を定めたものである。その1年前の1989年には、スミソニアン研究機構を対象としたアメリカインディアン国立博物館法（National Museum of American Indian Act of 1989：通称NMAIA）が施行されている。NMAIAと比べて、NAGPRAは先住民が有する返

還請求の権利を特定の機関のみではなく、連邦政府の公的資金を受けるすべての大学・博物館等研究機関を対象を拡大したという点において、アメリカ先住民政策の大きな転換を示すものであった。

このように一連の法制度が整備される一方で、1990年代初頭には先住民部族側の責務も拡大している。1992年に改正された国家歴史保全法では部族政府の中に歴史保存部門が整備され、連邦政府の歴史保存局に代わり責任を負うケースが増えた。部族の管理地内における歴史文化遺産や史跡や遺跡の保全や保護に関する決定権を連邦政府ではなく、部族政府が持つようになったという点でも重要な転換として位置付けることができる。

このような法制度の改正と文化遺産の管理者権限の連邦から部族への移譲は、アメリカにおける先住民部族政府と連邦政府との関係が単に連邦政府对インディアン部族から政府对政府、すなわちインディアン部族政府对連邦政府という関係に変化したことを示している。この基礎には部族の管理地として部族に固有の土地権が認められていることが大きく影響している。ここでは先住権としての土地権と歴史文化遺産の保全・管理権との間には、密接な関係性があることを確認しておきたい。歴史文化遺産の保全と保護を部族政府の管理で行うことのデメリットの指摘もある（Watkins 2000: 42）。連邦レベルの保全保護システムに準じた体制を整備することは部族政府にとってかなりの重荷となり、人員や経費、資格制度など課題も山積している。巨大な土地保有をもたない部族にとっては、例えばオクラホマのチョクトー族のように、一定の広さの居留地を持たずに離れた最小限の土地所有権しか持たない部族では十分な資金確保が難しく、許認可の管理など十分に権利を行使できない事例も生じているという（Watkins 2000: 156）。

6. 先住民考古学の成立基盤と課題

ここまでアメリカ合衆国における考古学とアメリカ先住民との歴史的関係、法制度の変遷と管理権の変遷を概観してきた。以下では、改めて先住民考古学がアメリカ合衆国において成立した歴史的背景と現在もなお抱えている課題について確認したい。

先住民考古学を成立させた要因には、考古学の脱植民地化を図る動きがある。カナダにおける先住民考古学の先駆者であるジョージ・ニコラス（George Nicholas）によれば、先住民考古学は「先住民族と共に、先住民族のために、そして先住民族により（実践される）考古学」と定義づけられている（Nicholas and Andrew 1997）。一見すると当然のように感じられるこの主張であるが、あえて確認されねばならないところにこの問題の解決が容易ではない側面が示されている。既存の考古学の内部に取って先住民考古学という一つの領域を定めなければならなかった背景にこそ、考古学内部に未だに残る無視することのできない植民地主義の強い影響が示唆されている。

初期のアメリカ考古学においてヨーロッパから到来した植民者によって主導されてきた既存の考古学が、先住民の文化や遺産に対して一方的に侵襲し、先住民側の見解や主張を無視し、ヨーロッ

パ側の歴史観や解釈を押し付けてきたという歴史的経緯については、本論で確認してきたとおりである。自らもカナダ北西海岸の先住民族であるストロー部族出身のゴードン・モース (Gordon Mohs) は、「今日の遺産についての倫理や価値観は、ほとんど全てがヨーロッパ系アメリカ人の価値観と理念を反映したものである」と述べており、先住民側から見た北米の考古学は、植民地経験の象徴ともなっている (Mohs 1994:202)。

一般的に考古学を含む西欧科学にルーツを持つ既存の学問領域では、科学的探求を通じて世界を理解し、客観化する手法が評価されてきた。しかしながら、このようなヨーロッパ中心史観は、多くの先住民の世界観とは相容れるものではなく、矛盾する場合が多い (Atalay 2006, Harris 2005, Smith 1999)。既存の考古学の伝統的な科学的思考と手法は、先住民の考え方や世界観を非科学的であり、不正確であると評価してきた。また伝統的な知識や口伝、先住民の世界観を研究資料から除外してきた。そのような先住民の意見を無視した伝統的な考古学の手法や実践は、先住民にとっては好ましいものでないことは自明の理であろう。

このように見ると、考古学に内在する植民地主義的側面に対する先住民族からの批判の基底には、先住民族に直結する歴史文化遺産の評価に際して先住民族の視点が排除された歴史的経緯があることは明らかである。西欧の歴史観や世界観の一方的な押し付けは、先住民についての歴史叙述に大きな影響を及ぼしている。植民地国家は植民地化の過程において先住民族の土地を奪い、同化政策によって文化を破壊してきたが、西欧の歴史観や世界観の一方的な押し付けもまた、先住民族の世界観や価値観の否定であり、自らの歴史文化遺産の保安全管理過程からの先住民の排除は文化遺産の収奪であり、文化の破壊である。

やはりアニシナアベ・オジブワ族の血を引く先住民考古学者であるソーニャ・アトレイ (Sonya Atalay) が指摘するように、隔離政策や同化政策によって先住民社会が主流社会から教育機会を奪われることで、現在に到るまで先住民族出身の考古学者の数が圧倒的に少ないという深刻な状況がある (Atalay 2006)。このような指摘が先住民考古学の歴史が長いアメリカ合衆国においても未だに指摘されることで明らかのように、現状でも先住民族の歴史観や世界観に基づいたアプローチや歴史解釈が受け入れられているとは言えない。西欧的な視点でなされた考古遺産への解釈を、先住民族の視点から解釈しなおす機会が、未だに十分に確保されている状況にはない。

考古学とアメリカ先住民との関係史が示すように先住民考古学が成立する背景には、先住民自身による自らの歴史文化遺産の保全と管理、それに伴う権利回復を求める動きがある。またそこには祖先の遺骨や宗教儀礼に関連する文化遺物の返還問題が含まれている。これらは一見するとそれぞれ別個の課題のように見えるが、アメリカ先住民にとっては植民地化の過程で奪われた先祖伝来の土地や歴史文化遺産の所有権に関わる問題でもあり、相互に深く結びついた課題である。すでに見てきたように、第二次世界大戦後の開発事業の拡大は、CRM制度を発展させた一方で、地域資源開発や道路、パイプライン敷設などに伴う埋蔵文化財緊急調査におけるアメリカ先住民社会と研究

者の対立も引き起こしてきた。1960年代以降に活発化するアメリカインディアン運動は、1985年の西海岸のオーロネ部族による共同墓地破壊に対する抗議運動とそこから派生するカリフォルニア大学バークレー校のハースト人類学博物館に対する遺骨返還運動にもつながっていった。

1990年のNAGPRAの制定は、連邦政府による象徴的な先住民政策とみなすことができるが、大学・博物館等の研究機関からの先住民の祖先の遺骨や副葬品、宗教儀礼祭祀具や文化的世襲財産の返還は、アメリカ先住民に自らの歴史文化遺産の所有権を意識させる意味でも大きな役割を担っており、先住権の行使として位置づけられている点が重要である。

アメリカ合衆国に隣接するカナダでは、ブルース・トリッガー (Bruce Trigger 1937-2006) が指摘したように、歴史的に所謂「インディアンのイメージ」が考古学調査や博物館展示の実践を通じて創造される側面が指摘されてきた (Trigger 1980: 662-3)。しかし、近年では蓄積される考古学的証拠がカナダ先住民¹¹の先住権や自己決定権、文化遺産管理、返還活動に大きく貢献している点を指摘する見解も多く示されている (Echo-Hawk 1997、Nicholas 1997)。

カナダでは当初存在した考古学者と先住民との間の緊張関係は、考古学者と先住民のコミュニケーションの欠如が原因であったとされる。近年では返還プログラムのコンサルティングを含めた研究者側からの先住民社会に対する協力、先住民コミュニティベースのプログラムの実施が相互理解の促進に大きく貢献しているという見解が示されている (Friesen 2002、Nicholas 1997)。加えて、先住民側においても考古遺跡で確認される歴史的文化集団と現在の先住民との間に直接的な文化的系譜が確認できなくても、考古学によって明らかにされる「過去」が先住民に与える影響についての議論も行われるようになってきている (Nicholas 2004)。考古学の現在社会への影響、とりわけ政治的影響力を注視する指摘は、カナダに限った状況ではなく、広く世界各地の先住民民族に共有される課題として共有される必要がある¹²。

7. 共有すべき先住民考古学の課題

本論ではアメリカ合衆国における先住民考古学の成立の背景にある考古学の脱植民地化へ向けた取組みと、祖先の遺体を含む先住民歴史文化遺産の所有権や返還権をめぐる動きを見てきた。いずれも先住民による権利回復運動と深く結びつく問題であり、先住権をめぐる議論の基礎となる重要な課題であることが理解できる。このようなアメリカ合衆国で見られた歴史的動向と現在も抱える課題は、他の先住民民族を抱える国においても共有されるべきである¹³。

11 カナダでは、ファースト・ネーション、イヌイット、メイティの三つの先住民集団が法的に規定されている。

12 カナダにおける先住民考古学の成立背景については、共通する部分が多いが、植民地政策や法制度も含めてアメリカ合衆国とは異なる側面もある。カナダにおける歴史的な経緯については、別稿において論じる。

13 先住民の祖先の遺骨が人類学資料や骨学資料として国際的に研究者間で交換された事実もこの課題が単に一国の特殊な地域的課題ではないことが容易に理解できる。

我が国でアイヌ民族の祖先の遺骨の返還へ向けた動きがアイヌ民族から起こされたのは1980年代である。同じ時期にアメリカ考古学会では先住民社会と出土遺骨の取扱いや研究機関や博物館に保管される遺骨や儀礼関連資料の返還が議論されていた。世界の先住民民族が自らの権利回復を求める運動が国際的な広がりを持っていたことは本稿で指摘したとおりである。日本においてはアイヌ民族から提起された問題が、学会において議論されるのは、2010年以降のことである（加藤2020）。

なぜ日本においてはアイヌ民族の祖先の遺骨や文化遺産をめぐる議論がアメリカ合衆国と比べて大きく遅れたのであろうか¹⁴。日本においてもアメリカ合衆国を含めた海外の植民地国家で生じたのと同様の植民地主義的抑圧、同化政策を国内のアイヌ民族や琉球民族に対して行ってきたことは明らかである。北海道で確認登録されている考古遺跡とアイヌ民族との関係についても、編年、時代区分、遺跡の名称など課題は多岐にわたる。「アイヌ文化期」という時期区分についてもその理解や名称をめぐる再検討の必要が示されているが（加藤2008、佐藤2008、瀬川2007など）、この議論もアイヌ民族を巻き込んだ議論とはなっていない。

フランスの中世史学の泰斗であるジャック・ル＝ゴフは、そもそも時代区分について「人間が時間に対して働きかける行為であり、その区切りは中立ではない」し、「時代区分は人為であり、それゆえ自然でもなければ、永久不変でもない」と述べている（ル＝ゴフ 2016:36-43）。未だに日本史や日本考古学の枠組みで行われている北海道の時代（時期）区分についても、本州側の歴史的な画期を軸に区分するものから、アイヌ民族側に立った歴史イベントを軸とした「アイヌ史」の歴史区分へと書き換えていく必要がある。

考古遺跡の保存や出土資料が誰に帰属するのか。歴史を誰に対して語るのか。日本や北海道では、考古学と先住民の歴史文化遺産との関係を先住権という視点から議論することはなかった。1997年の二風谷ダム訴訟では文化人類学者や考古学者が意見陳述し、その判決では文化享有権に触れた判決が出されている（萱野・田中1999）。しかし残念ながら、この歴史的経験は、その後の学会での議論へ継承されることはなかった。

アメリカ考古学会が返還や再埋葬問題を学会レベルで議論し、先住民社会との対話を継続しながら、連邦政府レベルの問題解決に協力するに至った経緯から学ぶべき点は多い。NAGPRAという連邦法を整備し、国家レベルで先住民の歴史文化遺産の返還プロジェクトを動かしているアメリカ合衆国と同様に、北海道における歴史文化遺産には保全・管理、そして資料の歴史解釈を通じて現代を生きるアイヌ民族のアイデンティティを強化し、将来的に永続させる役割を期待することも可能である。我が国の大学・博物館等の研究機関に長期間にわたり保管されてきた先住民の祖先の遺骨はアイヌ民族のみではない。問題は国内にとどまるものではない。学術界には、この問題を正面

14 海外における先住民の遺骨返還問題については、刻々と変化する状況にあるが、2018年時点でのものをまとめている（加藤2018）。日本国内におけるアイヌ民族を初めてとする先住民の遺骨や副葬品の返還をめぐる課題については、別稿を準備している。

から捉えて理解し、解決へ向けた組織的な取組みを進める責任がある。

先住民考古学の実践は、歴史文化遺産を通じて先住民のアイデンティティ構築を支援する有効な手法である。またこの実践を通じて、考古学者は同化政策と関わった負の歴史を見直す中で自らの学問の抱える植民地主義の影響を自覚し、そこからの脱脚を図ることが可能となる。この意味において先住民考古学の実践とは、考古学の脱植民地化の取組みであることを再確認することができよう。

参考文献

- 阿部珠里（2005）『アメリカ先住民：民族再生にむけて』東京：角川書店
- 植木哲也（2008）『学問の暴力—アイヌ墓地はなぜあばかれたか』横浜：春風社
- 大井晴男（2011）「『先住民考古学』への疑問、あるいは、『アイヌ考古学』の現状と課題」『北海道考古学』47:87-95.
- 小野哲也（2014）「特集：北海道考古学の回顧と展望 アイヌ文化期」『北海道考古学』50:113-122.
- 加藤博文（2008）「アイヌ研究において考古学の果たすべき役割は何か」『アイヌ研究の現在と未来』100-114.札幌：北海道大学出版会
- 加藤博文（2009）「先住民考古学という視座—文化遺産・先住民民族・考古学の課題—」『北海道考古学』45: 31-44.
- 加藤博文（2018）『先住民民族の遺骨返還：先住民考古学としての海外の取組み』先住民考古学シリーズ 1 :1-71. 札幌：北海道大学アイヌ・先住民研究センター先住民考古学研究室
- 加藤博文（2020）「アイヌ民族と先住民考古学」『世界と日本の考古学 オリーブの林と赤い大地 常木晃退職記念論文集』533-544.東京:六一書房
- 加藤博文・鈴木建治編（2012）『新しいアイヌ史の構築：先史編・古代編・中世編：「新しいアイヌ史の構築プロジェクト」報告書』札幌：北海道大学アイヌ・先住民研究センター
- 木名瀬高嗣（1997）「表象と政治性：アイヌをめぐる文化人類学的言説に関する素描」『民族学研究』62-1:1-21.
- 佐藤孝雄（2008）「＜アイヌ考古学＞の歩みとこれから」『アイヌ研究の現在と未来』72-93.札幌：北海道大学出版会
- 瀬川拓郎（2007）『アイヌの歴史—海と宝のノマド』東京：講談社メチエ
- 常本照樹（2014）「海外の先住民民族政策：日本との比較の視点」『開発こうほう』615:28-31
- 野中久美子（2019）『インディアンとカジノ』東京：ちくま新書
- ウィリー G.R.・J.A.サブロフ（1979）『アメリカ考古学史』東京：学生社
- ヘーガン W.T.（1983）『アメリカ・インディアン史』札幌：北海道大学図書刊行会

- ル = ゴフ J. (2016) 『時代区分は本当に必要か?』 東京：藤原書店
- モルガン L.H. (1958) 『古代社会 上・下』 東京：岩波文庫
- Anyon, R. and T.J. Ferguson (1995) Cultural Resources Management at the Pueblo of Zuni, New Mexico. *Antiquity* 69:919-930.
- Atalay S. (2006) Indigenous Archaeology as Decolonizing Practice. *American Indian Quarterly* 30(3-4): 280-310.
- Bettinger, R. (1991) *Hunter-Gatherers: Archaeological and Evolutionary Theory*. New York: Plenum Press.
- Discauze, D. (1985) Report on the Conference on Reburial Issues. *Bulletin of the Society for American Archaeology* 3(5), 1-3.
- Dongoske, K., M. Aldenderfer, and K. Doehner (2000) *Working Together: Native Americans and Archaeologists*. Washington D.C.: Society for American Archaeology.
- Dunbar-Prutz R. (2014) *An Indigenous Peoples' History of the United State (REVISIONING HISTORY Book3)*, Boston: Beacon Press.
- Echo-Hawk, Roger (1997) Forging a New Ancient History for Native America. In Nina Swindler, Kurt E. Dongoske, Roger Anyon, and Alan S. Downer (eds.) *Native Americans and Archaeologists: Stepping Stones to Common Ground*, 88-102. Walnut Creek, CA.: AltaMira Press.
- Friesen, T. Max (2002) Analogues at Iqaluktuuq: The Social Context of Archaeological Inference in Nunavut, Arctic Canada. *World Archaeology* 34(2): 330-345.
- Fowler, D.D. (1987) Uses of the Past: Archaeology in the Service of the State. *American Antiquity* 52 (2): 229-248.
- Goldstein, L. and K. Kintigh (1990) Ethics and the Reburial Controversy. *American Antiquity* 55(3): 585-591.
- Gummerman, G. (1987) The Struggle toward a SOPA Reburial Policy. *SOPA Newsletter* 11 (8): 1-2.
- Harris, H. (2005) Indigenous worldviews and ways of knowing as theoretical and methodological foundations for archaeological research. In Smith, C. and H.M. Wobst (eds.) *Indigenous archaeologies: Decolonizing Theory and Practice*, 33-41, London: Routledge Press.
- Haven, Samuel (1856) Archaeology of the United States. *Smithsonian Contributions to Knowledge* 8: 1-168.
- Kehoe, A.B. (1998) *The Land of Prehistory*. New York: Routledge Press.
- King, T. (1972) Archaeological Law and the American Indian. *The Indian Historian* 5(3)-31-35.
- King, T. (1998) *Cultural Resource Laws and Practices: An Introductory Guide. Heritage Resources Management Series 1*, Walnut Creek, CA.: AltaMira Press.

- King, T. (2000) *Federal Planning and Historic Places: The Section 106 Process. Heritage Resources Management Series 2*, Walnut Creek, CA.: AltaMira Press.
- Lippert, D. (1997) In Front of the Mirror: Native Americans and Academic Archaeology, In Nina Swindler, Kurt E. Dongoske, Roger Anyon, and Alan S. Downer (eds.) *Native Americans and Archaeologists: Stepping Stones to Common Ground*, 120-127. Walnut Creek, CA.: AltaMira Press.
- McGimsey, C. R. and H. A. Davis (1977) *The Management of Archaeological Resources: The Airlie House Report*. Special Publication of the Society for American Archaeology.
- McGuire, R. (1992) Archaeology and the First Americans. *American Anthropologists* 94(4): 816-836.
- Merriman N (ed.) (2004) *Public Archaeology*. Routledge: London.
- Mills, B. and T.J. Ferguson (1998) Preservation and Research of Sacred Sites by the Zuni Indian Tribe of New Mexico. *Human Organization* 57 (1)-30-42.
- Mohs, G. (1994) Sto:lo Sacred Ground. In: Carmichael D. L., Hubert J.; Brian Reeves B., and Schanche A. (eds.) *Sacred Sites, Sacred Places*, 184-208. Routledge: New York.
- Nicholas, George P (2004) Understanding the Present, Honouring the Past. In: T. Peck and E. Siefried and G. Oetelaar (eds.) *Indigenous Peoples and Archaeology*, 11-27. University of Calgary Archaeological Association.
- Nicholas, G. P. and T. D. Andrews (eds.) (1997) *At a crossroads: Archaeology and First Peoples in Canada*. Archaeology Press, Department of Archaeology, Burnaby BC.: Simon Fraser University.
- Nicholas, G. P. and T.D. Andrews (1997) "On the edge" In: Nicholas, G. P. and T. D. Andrews (eds.) *At a crossroads: Archaeology and First Peoples in Canada*. 276-279, Burnaby BC.: Archaeology Press, Department of Archaeology, Simon Fraser University.
- Niquette, C. M. (1987) A Proposed SOPA Policy on the Treatment of Human Remains. *SOPA Newsletter* 11(4): 1-2.
- Schoolcraft, H.R. (1854) *Historical and Statistical Information Respecting the History, Condition, and Prospects of the Indian Tribes of the United States, Part IV*. Philadelphia: Lippincott, Grambo.
- Smith, C. (1999) *Decolonizing Methodologies: Research and Indigenous Peoples*. London: Zed Books.
- Society of Professional Archaeologists (SOPA) (1986) NCAI Speaks to Reburial Issues. *SOPA Newsletter* 11(1): 3.
- Society for American Archaeology (1986) Statement Concerning the Treatment of Human Remains. *Bulletin of the American Archaeology* 4(3): 7-8.
- Swidler, N., K. Dongoske, R. Anyon, and A. Downer (eds.) (1997) *Native Americans and Archaeologists*:

Stepping Stones to Common Ground. Walnut Creek, CA.: AltaMira Press.

Trigger, B. (1980) Archaeology and the Image of the American Indian. *American Antiquity* 45(4): 662-676.

Watkins J. (2000) *Indigenous Archaeology: American Indian Values and Scientific Practice*. Walnut Creek, CA.: AltaMira Press.

Historical Background of Indigenous archaeology and Common Issues

— a case in the United States —

KATO Hirofumi

ABSTRACT

The overarching goal of Indigenous Archaeology is one of the applied archaeological information and material heritage from the perspective of Indigenous peoples and descendant communities. Indigenous Archaeology was originally developed in North America and Oceania, and emerged from 1960's as a part of wider movement to restore rights to Indigenous peoples. The driving forces for the establishment of Indigenous Archaeology were efforts to overcome the influence and legacy of imperialism, racism, and colonialism, which were deeply rooted in traditional cultural historical archaeology, and to some extent, in efforts to create processual New Archaeology.

In the intervening decades, much progress has been made. Archaeologists working in the 21st century now routinely discusses cultural heritage management, the politics of interpretation, ethical stewardship, indigeneity, and the decolonization of archaeological practices. As a result of these changing circumstances, Indigenous Archaeology has now become a central theme in global archaeological theory and practice.

The purpose of this paper is to first reflect on the historical background of Indigenous Archaeology in the English-speaking countries, and to highlight the common issues and developments that unite this discipline. For example, the history of archaeology and Indigenous peoples in the United States illustrates that the process of establishing a conservation system for Indigenous heritage was only possible after that the movement for restoration of basic Indigenous rights has been successful. In contrast, in East Asia, including Japan, the relationship between the recognition of Indigenous rights and the establishment of Indigenous Archaeology is less well still understood, despite the fact that the local situation has many similarities with other parts of the world. This paper highlights the need to find common solutions to these universal issues, rather than to present them as specific problems that are unique to practical countries. Highlighting the universal nature of these issues also emphasis their urgency, and that they need to be resolved within the current generation.

Finally, the paper also argues that Indigenous cultures persist and also change, and so should not be stereotyped. The capacity to interpret and the utilize heritage and archaeological information as a part of a living cultural tradition is also an important rights and properties for Indigenous communities. In conclusion, finding effective ways to ensure deeper Indigenous participation in the full process of heritage research, management and conservation is an urgent requirement.

